

# 《 障害者の支援について 》

～精神障害のために措置入院となった者に対する支援のあり方の検討～

## 国が設置した「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」における検討

### 【検証・検討における論点】

- ①福祉施設における防犯対策  
・「地域に開かれた施設」と両立する防犯対策のあり方
- ②精神保健福祉法の措置入院  
・措置入院、措置解除の判断
- ③退院後のフォローアップ  
・退院後の継続医療、自治体や地域コミュニティとの連携
- ④警察等の関係機関との情報共有のあり方

### 【中間とりまとめ（9月14日発表）】

#### 【支援対象】

◎相模原市は、退院後の医療等の支援を検討せずに措置を解除

→ 先進的な取組をしている兵庫県等を参考に退院に向けた支援の検討が必要

#### 【市外転居への対応】

◎相模原市は、個人情報保護を理由として八王子市に情報提供しなかった

→ 措置入院者が自治体を越えて転居しても、自治体間での確実な引き継ぎが必要

措置入院者の継続的支援の確実な実施には、  
現行の運用改善のみならず、**制度的対応が必要不可欠**

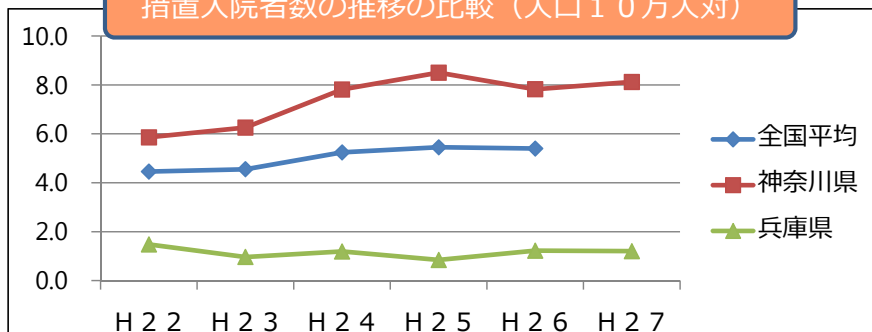
### 兵庫県における支援の状況

- 支援の要否判断を行うことなく、**措置入院者全員**を支援対象者とする。
- 支援対象者が保健所区域外に転居の際は、転居先の保健所に引き継ぐ。  
※ 神戸市など、管外の自治体との連携について、明確なルールはない。

### 県内の現状

- 県内における措置入院にかかる病院との連携等については、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市による**4縣市協調体制により実施**。
- 措置入院者への入院中、退院後の支援について、明確な定めはないため、それぞれの自治体の判断により必要に応じ実施されている。
- 支援対象者が管外に転居した場合の連携は制度化していない。
- 神奈川県は、全国平均よりも措置入院者数が多い傾向にある。

措置入院者数の推移の比較（人口10万人対）



### 県内における課題

#### 支援対象

措置入院者数が多いこともあり、  
全ケースへの対応が困難

#### 管外転居への対応

他の自治体との連携

国による再発防止策を受けて  
四縣市それぞれが  
地域特性等を考慮した  
対応が必要

精神科救急医療における連携等  
これまでの蓄積を踏まえた  
体制強化が必要

### 今後の連携した取組

- 1 今後公表される国の再発防止策を踏まえた措置入院者の支援の充実に向けた取組。
- 2 措置入院者本人の同意を前提に、県内での転居については、情報を引き継いでいく仕組みづくり。
- 3 措置入院者支援の充実に向けた財政支援及び医療体制の整備等について国に対して働きかけ。